

## 郡山市環境対策連絡調整会議設置要綱

平成 5年 8月 1日制定  
平成 6年 4月 1日一部改正  
平成 7年 4月 1日一部改正  
平成 9年 7月 18日一部改正  
平成11年 7月 8日一部改正  
平成13年 4月 24日一部改正  
平成14年 4月 1日一部改正  
平成14年 7月 1日一部改正  
平成18年 4月 1日一部改正  
平成19年 4月 1日一部改正  
平成20年 3月 26日一部改正  
平成22年 3月 29日一部改正  
平成25年 11月 1日一部改正  
平成26年 4月 1日一部改正  
平成29年 3月 30日最終改正

[生活環境部生活環境課]

### (設置)

第1条 産業廃棄物の適正処理及び大規模開発に伴う環境影響評価について総合的な調整を行い、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、郡山市環境対策連絡調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

### (協議事項)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 郡山市産業廃棄物処理指導要綱（平成9年3月31日制定）第11条第1項に規定する産業廃棄物処理施設設置（変更）事前協議書に関する事。
- (2) 環境影響評価法（平成9年法律第81号）第10条第2項及び第20条第2項並びに福島県環境影響評価条例（平成10年福島県条例第64号）第5条第2項、第11条第2項及び第20条第2項の規定による知事に対する意見等に関する事。
- (3) その他産業廃棄物の処理及び環境影響評価に関する事。

### (組織)

第3条 調整会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長には郡山市副市長の事務分担等に関する規則（平成27年郡山市規則第29号）第2条に規定する生活環境部に属する事務を担当する副市長を、副会長には生活環境部長をもって充てる。
- 3 委員には、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 会長は、調整会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 会長、副会長ともに事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ市長が指定する者がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 調整会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員又は関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 調整会議に、会長の命を受け、必要な事項を調査、検討するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長には生活環境課長、副幹事長には廃棄物対策課長をもって充てる。

4 幹事には、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

5 行政センターの所管区域に係る事案について協議する場合は、当該行政センター所長が臨時の幹事となる。

6 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の職員又は関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

7 幹事長は、幹事会の事務を掌理し、幹事会の審議の経過及び結果について会長に報告しなければならない。

8 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

9 幹事会の会議は、幹事長が招集し、事案に応じ、生活環境部生活環境課長又は廃棄物対策課長が座長となる。

(庶務)

第6条 調整会議の庶務は、事案に応じ、生活環境部生活環境課又は廃棄物対策課において処理する。

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成5年8月1日から施行する。

(郡山市産業廃棄物処理連絡調整会議設置要綱の廃止)

2 郡山市産業廃棄物処理連絡調整会議設置要綱(平成3年1月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年7月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

政策開発部長、文化スポーツ部長、農林部長、産業観光部長、建設交通部長、都市整備部長、 上下水道局長、農業委員会事務局長
--

別表第2（第5条関係）

所 属	職 名
政策開発部	政策開発課長
文化スポーツ部	文化振興課長
生活環境部	清掃課長、環境保全センター所長
農 林 部	農業政策課長、林業振興課長
産業観光部	産業政策課長
建設交通部	河川課長
都市整備部	都市計画課長、開発建築指導課長
上下水道局	総務課長
農業委員会事務局	次長